

新町名・地番と 主な住所変更手続き一覧



一宮町東浪見土地区画整理事業の換地処分に伴い、
事業区域内の町名と地番が換地処分の
公告日の翌日(平成24年 9月29日)から変更になります。

新町名

ヒガシ
東

ノ
野



一宮町

一宮町東浪見土地区画整理組合

目次

1. はじめに	P1
2. 住所変更通知用はがき	P2
3. 新しい郵便番号	P2
4. 町名地番変更に伴う住所変更手続きについて	P2～6
○町が職権で変更するもの	
○法務局が職権で変更するもの	
○本人の手続きが必要なもの	
5. その他	P7
(1) 区の区域について	
(2) 通学区域について	
(3) ゴミの収集について	
6. 不動産（土地・建物）登記申請書作成にあたっての留意事項	P8
① 一般的留意事項	
② 登記申請書の作成上の注意事項（別紙記載例を参照）	
○ 別紙記載例	
○ 不動産の表示（継続用紙）	
○ 【別紙様式】委任状	

1. はじめに

このたび、一宮町東浪見土地区画整理事業の施行による換地処分に伴い、換地処分公告日の翌日から事業区域内の町名と地番が変更されます。

変更後に必要な手続きについて、皆様にお知らせするとともに、一日も早く新しい住所になじんでいただくため、このパンフレットを作成しましたのでご一読ください。

◆実施日について

平成24年9月29日から新しい町名地番に変更になります。

◆新しい住所は「新町名」、「新地番」を用いて表します。

(1) 住所の表示 本籍の表示

実施前 千葉県長生郡一宮町東浪見〇〇〇番地〇
一宮〇〇〇番地〇

実施後 千葉県長生郡一宮町東野□□□番地□

(2) 不動産の表示

①土地・建物

実施前 千葉県長生郡一宮町東浪見字〇〇〇番地〇
一宮字〇〇〇番地〇

実施後 千葉県長生郡一宮町東野□□□番地□

(小字がなくなります)

2. 住所変更通知用はがき

郵便事業株式会社から提供された「住所変更通知用はがき」（切手はいりません。）を1世帯当たり50枚お配りいたしますので、知人や取引先等への新住所のお知らせにご利用ください。

（はがきは組合で配布いたしますので必要な方はご連絡して下さい。）

3. 新しい郵便番号

町 名	郵便番号
ヒガシ 東 野	299-4306

※上記郵便番号は平成24年9月29日より使用可能となります。

4. 町名地番変更に伴う住所変更手続きについて

○町が職権で変更するもの

公 簿 名	書き換え欄	説 明
住民基本台帳（住民票） 印鑑登録原票（印鑑証明） 選挙人名簿 国民健康保険被保険者台帳 後期高齢者医療被保険者台帳 固定資産課税台帳 その他各種台帳	住所欄	町が新しい町名地番に書き換えます。
戸籍簿	本籍欄	町が新しい町名地番に書き換えます。

○法務局が職権で変更するもの

公 簿 名	書き換え欄	説 明
土地登記簿 建物登記簿	表 題 部	表題部の所在地番のみ、組合が申請し、法務局で書き換えます。 登記名義人などの住所については所有者の申請があるまで変わりません。

※土地・建物などの不動産登記については8ページをご覧ください。

○本人の手続きが必要なもの

町名地番変更実施日以降、皆様ご自身で手続きをお願いします。

事 項	届出・問合せ先	届出に必要な書類	摘 要
住民基本台帳カード（顔写真付）の住所変更	一宮町役場住民課 ☎0475-42-1423	住民基本台帳カード	町名変更実施日以降、届出をしてください。
電子証明書の住所変更		住民基本台帳カード ※顔写真のないタイプのカードをお持ちの方は、顔写真付の本人確認書類が別途必要です。	新住所に切替えを希望する方は、町名変更実施日以降、届出をしてください。

事 項	届出・問合せ先	届出に必要な書類
国民年金（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金等）を受けている方 厚生年金（退職、障害、遺族）を受けている方	一宮町役場住民課 ☎0475-42-1423 または年金事務所	「住所、支払機関変更届」（はがき）を年金事務所へ郵送してください。はがきは、一宮町役場住民課に備えてあります。
共済年金（退職、障害、遺族）を受けている方 各年金基金から年金・給付を受けている方	各共済組合 各基金	それぞれの年金を給付している機関に住所変更を届け出てください。共済年金を受けているかたのなかで国民年金と厚生年金を併せて受けている方は、上段の手続も必要です。

事 項	届出・問合せ先	届出に必要な書類
厚生年金に加入している方、及びその被扶養配偶者の方	年金事務所	勤務先へ住所変更を届け出てください。
共済組合に加入しているかた、及びその被扶養配偶者の方	各共済組合	加入している共済組合へ住所変更を届け出てください。
恩給を受けている方	総務省人事・恩給局	郵便局に備え付けの住所変更届用紙により住所変更を届け出てください。
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	一宮町役場福祉健康課 ☎0475-42-1431	手帳・印鑑をご持参のうえ、一宮町役場福祉健康課で住所変更を届け出てください。
特別児童扶養手当を受給中の方 児童扶養手当を受給中の方	一宮町役場福祉健康課 ☎0475-42-1431	手当証書・印鑑をご持参のうえ、一宮町役場福祉健康課で住所変更を届け出てください。
千葉県心身障害者扶養年金を受給中の方	一宮町役場福祉健康課 ☎0475-42-1431	印鑑をご持参のうえ、一宮町役場福祉健康課で住所変更を届け出てください。
自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方	一宮町役場福祉健康課 ☎0475-42-1431	受給者証・印鑑をご持参のうえ、一宮町役場福祉健康課で住所変更を届け出てください。
障害者自立支援受給者証（障害福祉サービス）をお持ちの方	一宮町役場福祉健康課 ☎0475-42-1431	受給者証・印鑑をご持参のうえ、一宮町役場福祉健康課で住所変更を届け出てください。
子ども医療費助成受給券	一宮町役場福祉健康課 ☎0475-42-1431 一宮町保健センター ☎0475-40-1055	新しい受給券が郵送されますので、以前の受給券は一宮町役場福祉健康課へお越しの際に窓口へお返しいただくか、担当課まで郵送ください。
国民健康保険被保険者証 国民健康保険限度額適用認定証 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方	一宮町役場住民課 ☎0475-42-1423	新しい被保険者証等が郵送されますので、以前の被保険者証等は新しい被保険者証等が届いた以降に各自で必ずハサミを入れて処分してください。

事 項	届出・問合せ先	届出に必要な書類
後期高齢者医療被保険者証 後期高齢者医療限度額適用・ 標準負担額減額認定証をお 持ちの方	一宮町役場住民課 ☎0475-42-1423	新しい被保険者証等が郵送さ れますので、以前の被保険者証 等は、新しい被保険者証等が 届いた以降に各自で必ずハサ ミを入れて処分してください。
介護保険被保険者証をお持 ちの方 介護保険（特定）負担限度 額認定証 介護保険利用者負担額・免 除認定証をお持ち方	一宮町役場福祉健 康課 ☎0475-42-1431	新しい被保険者証が郵送され ますので、以前の被保険証は 新しい被保険者証等が届いた 以降に各自で必ずハサミを入 れて処分してください。 新しい認定証が郵送されま すので、以前の認定証は新しい 認定証が届いた以降に各自で 必ずハサミを入れて処分して ください。

※住所変更の手続きに際し変更証明書が必要な方は、10月1日以降、換地処分公
告日に住民登録をされている方等に限り、役場都市整備課（西庁舎）にて無料
で発行していますので、ご利用ください。

事 項	届出・問合せ先	届出に必要な書類	摘 要
不動産登記簿の所有者の住所変更	千葉地方法務局茂原支局 ☎0475-24-2188	登記申請書 証明書・印鑑	証明書の提出により登録免許税は非課税になります。
会社などの法人の本店・支店及び代表者等の住所変更登記		登記申請書 証明書 登録印	本店は実施日から2週間以内、支店は実施日から3週間以内に変更登記申請をしてください。
自動車運転免許証の住所本籍変更	茂原警察署一宮幹部交番又は運転免許センター ☎0475-42-2121 ☎043-274-2000	運転免許証変更証明書 印鑑	町名変更実施日以降、記載事項変更の届出をしてください。
自動車検証の住所変更	袖ヶ浦自動車検査登録事務所 ☎0438-63-5592	変更申請書 自動車検査証 証明書 印鑑	町名変更実施日以降、届出をしてください。
軽自動車検査証の住所変更	軽自動車検査協会千葉事務所 ☎043-245-0163	申請書 自動車検査証 証明書、印鑑	町名変更実施日以降、届出をしてください。
農業者年金加入者の住所変更	JA長生一宮支所 ☎0475-42-3700	農業者年金被保険者住所変更届 受給者変更届	町名変更実施日以降、都合のよいときに手続きしてください。
各種営業許可証の営業施設の住所変更 営業所の住所変更 医療機関・施術所の所在変更 介護施設の所在変更	長生健康福祉センター (長生保健所) ☎0475-22-5167	許可証 法人等所在地 変更証明書 証明書 印鑑など	業種により必要書類がことなりますのでセンターにご確認ください。

学校（町内の小中学校を除く）勤務先などへの住所変更届

金融機関預金通帳や各種保険書、証券などの住所変更届

NHK、東京電力、大多喜ガスへの住所変更届

電話会社、インターネット接続会社、クレジット会社などへの住所変更届

※その他許可、免許類で法令により住所変更の届出を要するものは、それぞれ所定の手続きをしてください。

5. その他

(1) 区の区域について

町名地番変更によって区の区域が変わることはありません。

(2) 通学区域について

町名地番変更によって通学区域が変わることはありません。

(3) ゴミの収集について

ゴミの収集日、集積場所は変わりません。

お問い合わせ先

○住所変更に関すること

一宮町役場 都市環境課 ☎0475-42-1430

○区画整理に関すること

一宮町東浪見土地区画整理組合まで ☎0475-42-7911

6. 不動産(土地・建物)登記申請書作成にあたっての留意事項

① 一般的留意事項

- ア. 登記申請は、所有権の登記名義人（登記簿の所有者）が行います。
- イ. 登記申請書は、同封したものを使用してください。土地、建物で所有者が相違する場合は、申請書を別々に作成してください。
- ウ. 不動産が多数で登記申請書が2枚以上になる場合は、申請人又は、代理人が各葉の綴り目に押印してください。
- エ. 申請人の印鑑は、認印で差し支えありません。
- オ. 文字を挿入又は、削除した場合は、例えば『3字削除4字加入』の様に当該文字数を申請書の欄外に記入し押印してください。

② 登記申請書の作成上の注意事項（別紙記載例を参照）

- ア. 申請人は、変更後の住所及び氏名を記載し押印してください。
- イ. 証明書は、町が発行する変更証明書を添付してください。
- ウ. 転居等で証明書の住所と登記されている住所が異なる場合は、原因欄の上に平成〇〇年〇月〇日住所移転と記載し、住所移転の経過が確認できる証明書（住民票等）を添付してください。
- エ. 申請人が法務局に来庁できない場合は、代理権限証書として委任状（別紙様式参照）を添付してください。
- オ. 代理人が申請書を提出する場合は、代理人が住所及び氏名を記載し押印してください。この場合は、申請人の印は不要です。
- カ. 不動産表示は、登記簿と一致するように記載してください。
なお、不動産番号を記載することで、不動産の表示にかえることができます。

例) 不動産の表示 不動産番号 1 2 3 4 ○○○○○○○○○○

不明な場合は下記に問い合わせして下さい。

千葉地方法務局茂原支局

0 4 7 5 - 2 4 - 2 1 8 8

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 平成24年 月 日町名地番変更

変更後の事項

住所

長生郡一宮町東野_____番地

申請人 (住所) 長生郡一宮町東野_____番地

(氏名) _____ (印)

連絡先の電話番号0475- _____

添付書類

登記原因証明情報 (変更証明書)

平成24年 月 日申請 千葉地方法務局茂原支局

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税

不動産の表示

所在 長生郡一宮町 _____

地番 _____番

地目 _____

地積 _____平方メートル

*不動産が複数に亘るときは継続用紙に記載して割印してください。

不動産の表示（継続用紙）

【土地】

所在地	在	長生郡一宮町	
地目	番		番
地積	目		平方メートル

所在地	在	同所	
地目	番		番
地積	目		平方メートル

所在地	在	同所	
地目	番		番
地積	目		平方メートル

所在地	在	同所	
地目	番		番
地積	目		平方メートル

【建物】

所在地	在	同所	
家屋番号	番		番
種類	類		
構造	造		
床面積	積	1階	・ 平方メートル
		2階	・ 平方メートル

所在地	在	同所	
家屋番号	番		番
種類	類		
構造	造		
床面積	積	1階	・ 平方メートル
		2階	・ 平方メートル

委任状

私は、長生郡一宮町一宮〇〇〇番地 一宮太郎に
下記のことを委任します。

記

後記不動産について平成 年 月 日町名地番
変更に伴う所有権登記名義人住所変更の登記を管轄登
記所へ代理して申請すること及び補正のための取下げ
に関する一切の権限

平成△△年△月△日

長生郡一宮町東野〇〇番地〇

東浪見太郎 ⑩

不動産の表示

- 一. 長生郡一宮町東野〇〇番地〇の土地
- 一. 長生郡一宮町東野〇〇番地〇
家屋番号〇〇番〇の建物

